

下暮地地区に山林をお持ちの方へ

森林の経営管理に関する意向調査にご協力ください

平成31年4月に施行された「森林経営管理法」では、「森林所有者は森林の適正な管理を行わなければならない」と定められました。

(森林経営管理制度の概要については別紙パンフレットをご覧ください。)

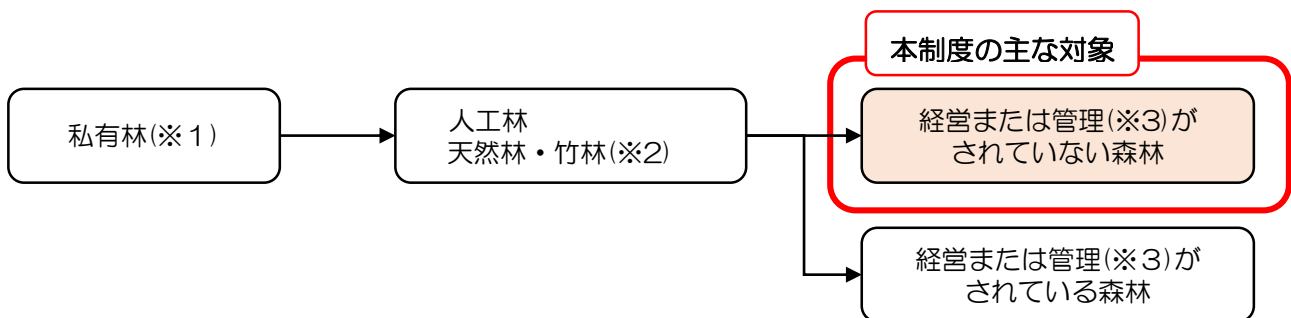
これに基づき、西桂町では今年度から、最近整備されていない森林について、管理の状況や所有者の意向を把握するため、森林の経営管理に関する意向調査を始めます。

意向調査の対象となる森林

最近整備されていない人工林が対象です。



(調査対象森林イメージ)



※1：本制度の対象は、主に、森林法第5条で定める森林に含まれる私有林です。

※2：本制度の対象は、主に、人為による管理を必要とする人工林となりますが、著しい藪となっているなど荒廃が進み、整備が必要な天然林・竹林も対象となることがあります。

※3：ここで言う「管理」とは、木の植栽、下草刈りや間伐など森林の手入れを行うことを指し、「経営」とは、これに加えて木を伐採し、販売して利益を得ることを指します。

すでに間伐等が行われている森林、広葉樹林などの天然林、県有林などの公有林は対象外となります。

調査の進め方

- ①過去の整備状況等を調査して、整備が必要な森林を抽出します。
- ②抽出した森林の所有者を林地台帳で確認します。
- ③調査票を発送します。
- ④説明会を開催します。
- ⑤調査票を回収、集計します。

← 今回ご協力いただく部分

⇒その後、意向内容により、今後の森林の適切な経営管理の方法を、所有者の皆さんと相談しながら決定していきます。

調査時期

町の森林全域を一度に調査することができないため、エリアを定めて順次計画的に調査を進めていきます。

今年度は「下暮地地区の山林」において調査を実施します。10月中旬から発送を開始します。

※ 調査は町が委託した（一社）山梨県森林協会及び南都留森林組合が実施します。

対象となる森林の所有者の皆さんには調査票を郵送しますので、通知が届いた方はご協力よろしくをお願いします。

制度説明会の開催

意向調査にあたり、制度内容の理解を深めていただくため、制度に関する説明会を開催します。所有森林の経営管理についての個別相談も行いますので、ぜひご出席ください。

説明会の会場で、個別相談のうえ、その場で調査票に回答することもできます。

開催日時：令和2年10月28日 午後7時～

開催場所：きずな未来館（西桂町下暮地937-4）

問い合わせ先

西桂町役場 産業振興課

電話：0555-25-2121（担当：郷田、秋山）

業務委託先

（一社）山梨県森林協会 市町村支援部

住所：甲府市武田 1-2-5

電話：055-287-7775（担当：早川）